

ダイワ海外ソブリン・ファンド(毎月分配型)

第118期分配金は15円(1万口当たり、税引前)

2016年1月12日

平素は、『ダイワ海外ソブリン・ファンド(毎月分配型)』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、2016年1月12日に第118期計算期末を迎え、当期の収益分配金につきまして、15円(1万口当たり、税引前。以下同じ。)と致しましたことをご報告申し上げます。

第118期決算(16/1/12)にかかる分配金を従来の25円から15円に引き下げましたのは、現在の配当等収益および分配対象額の状況などを総合的に勘案した結果によるものです。

今後ともファンド運用にあたっては、パフォーマンスの向上をめざしてまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

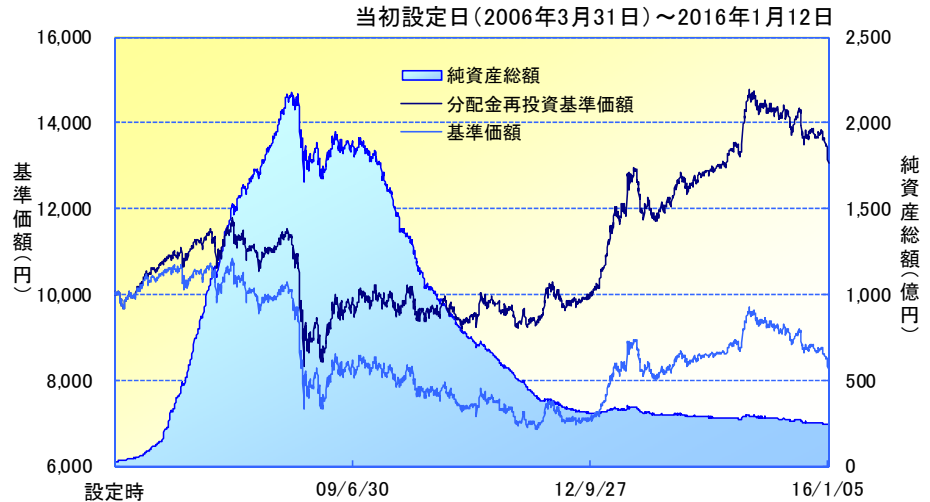
《基準価額・純資産・分配の推移》

2016年1月12日現在

基準価額	8,254円
純資産総額	227億円

《分配の推移》(1万口当たり、税引前)

決算期	(年/月/日)	分配金
第1～113期	合計:	3,830円
第114期	(15/9/10)	25円
第115期	(15/10/13)	25円
第116期	(15/11/10)	25円
第117期	(15/12/10)	25円
第118期	(16/1/12)	15円
分配金合計額	設定来:	3,945円
	直近5期:	115円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡する「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

Q1 なぜ、分配金を25円から15円に引き下げたのですか？

A1 現在の配当等収益および分配対象額の状況などを考慮した結果、今後も安定した分配を継続的に行ない、信託財産の着実な成長をめざすためには、分配金の引き下げが必要との判断に至りました。

弊社の分配金についての考え方は、ファンドの収益分配方針、配当等収益や分配対象額の状況、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して分配金額を決定するというものです。

当ファンドの分配金を引き下げましたのは、現在の配当等収益および分配対象額の状況などを考慮した結果によるものです。

当ファンドでは、第82期決算(13/1/10)以降25円の分配金を継続しておりましたが、投資対象国の金利水準が低位で推移していることから、最近は期中に得られる配当等収益が分配金を下回る状況が続いており、期中に得られる配当等収益を超える額は過去の蓄積等から充当してまいりました。(配当等収益の状況はQ2をご覧ください。)

その結果、分配対象額の水準が低下し、分配金の引き下げが必要との判断に至りました。

なお、当ファンドの収益分配方針は、以下のとおりとなっています。

- ◆ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆ 原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。3月と9月の計算期末については、基準価額の水準と今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮した分配を行なう場合があります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

Q2 配当等収益と分配対象額の状況について教えてください。

配当等収益 (1万口当たり、経費控除後) および分配対象額 (1万口当たり、分配金支払い後) の状況

期中に得られる配当等収益(経費控除後)は、第118期決算(16/1/12)では7円(1万口当たり)となっています。

下記の表にあるとおり、分配金の一部を期中の配当等収益以外の分配対象額から支払っている状況にありました。この結果、第118期決算(16/1/12)では分配金支払い後の分配対象額は123円(1万口当たり)となっています。

決算期 決算日	第107期 (15/2/10)	第108期 (15/3/10)	第109期 (15/4/10)	第110期 (15/5/11)	第111期 (15/6/10)	第112期 (15/7/10)
配当等収益(経費控除後)	11円	10円	11円	10円	19円	9円
分配金	25円	25円	25円	25円	25円	25円
分配対象額(分配金支払い後)	257円	242円	228円	213円	207円	191円

決算期 決算日	第113期 (15/8/10)	第114期 (15/9/10)	第115期 (15/10/13)	第116期 (15/11/10)	第117期 (15/12/10)	第118期 (16/1/12)
配当等収益(経費控除後)	21円	9円	16円	5円	14円	7円
分配金	25円	25円	25円	25円	25円	15円
分配対象額(分配金支払い後)	186円	170円	161円	141円	130円	123円

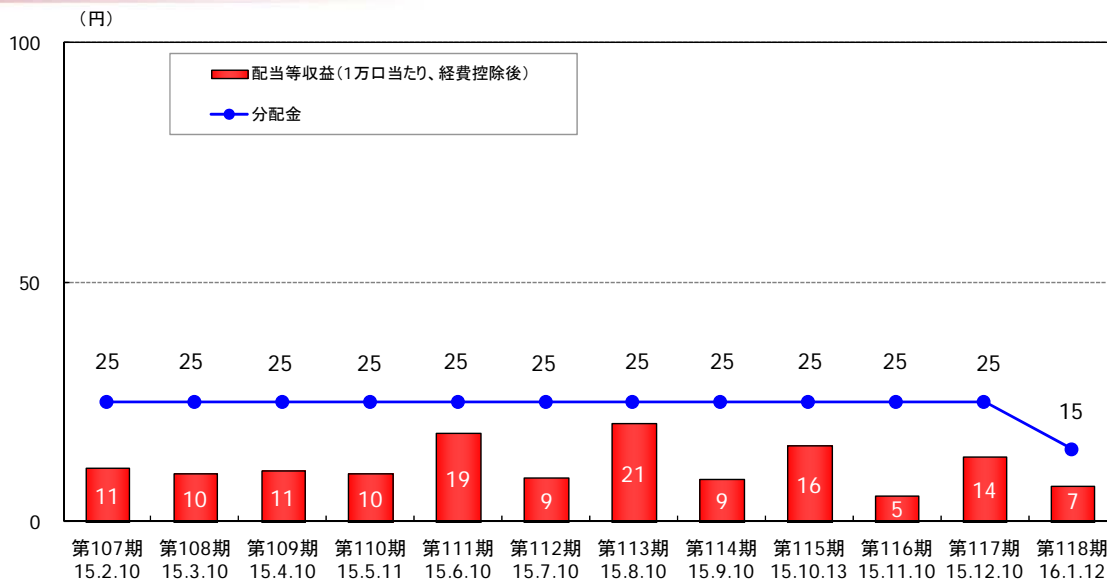
※配当等収益(経費控除後)は、経費(信託報酬等)が配当等収益にどのくらい按分控除されるかにより変動します。配当等収益への按分率は、有価証券売買等損益の金額によって変動します。つまり、有価証券売買等利益(評価益を含む)が発生していなければ、経費(信託報酬等)はすべて配当等収益から差し引かれます。なお、控除しきれない金額が生じた場合、有価証券売買等損益に計上されます。

※円未満は四捨五入しています。

※分配金は1万口当たり、税引前のものです。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

配当等収益 (1万口当たり、経費控除後) および分配金 (1万口当たり、税引前) の状況



※上記のデータは、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

Q3 15円分配はどのように決定したのですか？また、15円分配はいつまで続けられる見通しですか？

A3 分配金は、収益分配方針に基づいて、今後数期にわたって安定した分配を継続できるように配慮して決定しています。ただし、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

当ファンドの収益分配方針において「原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目標に分配金額を決定します。」と定めています。当該方針に基づいて分配金は、今後数期にわたって安定した分配を継続できるように配慮して決定しています。ただし、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、現在の分配金の水準を維持できない、あるいは分配金が支払われない場合もあります。特に分配対象額の減少、配当等収益の低下、基準価額の下落などは分配金の引き下げ要因となります。

Q4 分配金を事前に知ることはできないのですか？

A4 決算日(毎月10日、休業日の場合は翌営業日)の夕方から夜にかけての公表までは、分配金をご確認いただくことはできません。

分配金は事前に決定しているものではなく、ファンドの決算日(毎月10日、休業日の場合は翌営業日)に、ファンドの収益分配方針、配当等収益や分配対象額の状況、基準価額の水準等を勘案して委託会社(大和投資信託)が決定します。したがって、事前にお知らせすることはできません。

夕方から夜にかけて委託会社のホームページ(<http://www.daiwa-am.co.jp/>)で基準価額とともに分配金を公表します。公表までは、分配金をご確認いただくことはできません。

Q5 分配金を引き下げるといことは、今後の運用に期待できないということですか？

A5 分配金の引き下げは、今後の運用実績とは関係するものではありません。

今回の分配金引き下げについては、現在の配当等収益および分配対象額の状況などを考慮した結果によるものです。したがって、分配金の引き下げは今後の運用実績とは関係するものではありません。なお、運用成績は、分配金に加え基準価額の動きも含めたトータルリターン(総収益率)で確認する必要があります。

引き続きパフォーマンスの向上をめざしてまいります。

⇒最近の運用状況と今後の見通し・運用方針については、Q6をご覧ください。

Q6 最近の運用状況と今後の見通し・運用方針について教えてください。

A6 日銀の緩和政策の継続が見込まれる中では、円安から円高への転換には至らないとみています。米国の金利正常化が開始されたことで、今まで以上にファンダメンタルズに優れる国の選別が重要です。ある程度の金融市場の混乱も想定されるため、経済成長率や財政、資本フローの安定した先進国債券の投資が有効な局面と考えています。

【最近の運用状況】

(債券市況)

2015年の海外債券は、欧米各国で金利の動きがまちまちとなりました。商品価格の下落により物価が低下傾向にある中、新興国経済の減速や地政学リスクの高まりも材料に、金利低下圧力がかかる環境でした。

米国は、米ドル高による景気への逆風や2015年第1四半期の悪天候による経済活動の停滞などがありましたが、国内労働市場の改善を背景に2015年12月に利上げを決定し、ゼロ金利政策から脱却しました。このため、短期金利は大きく上昇し、長期金利も小幅に上昇しました。ユーロ圏は、量的緩和政策を導入した当初は金利は低下しましたが、4月から5月にかけて金利が自律反発してからは横ばい推移に移行しました。12月に追加金融緩和を実施しましたが内容が失望されて材料視されず、年を通じては短期金利が低下する一方で長期金利は小幅に上昇しました。

一方、カナダや豪州など資源依存度が高い経済では、利下げによる景気対策が打たれるなどしました。しかし、原油や鉄鉱石など商品価格の下落が実体経済の減速圧力につながり、金利は低下しました。

(為替相場)

2015年の為替相場は、前半は円安となりましたが、2015年8月の中国人民元切り下げ以降はリスク回避傾向も強まり、後半は円高に推移しました。

米ドル円は、前半は米国政府高官の通貨高容認姿勢を背景に米ドル高で推移しましたが、後半は新興国経済の減速懸念や、米国の利上げペースは緩やかに留まるとの認識が広まったことで、円高で推移しました。

ユーロ円は、ECB(欧州中央銀行)の量的金融緩和政策の導入により年初から下落しました。4月から6月にかけては欧州金利の反発に連れてユーロ円が上昇したものの、ギリシャ支援問題の混迷や追加の金融緩和政策の決定を背景に、円高推移に転じました。

カナダ・ドルや豪ドルなどの資源国通貨は、2月から6月までの原油価格が下げ止まっていた期間は対円で反発上昇しましたが、原油価格の下落が再開した8月以降は下落基調となり、年を通じても対円で下落しました。

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

【今後の見通し・運用方針】

(債券市況)

先進国の債券市場は、当面は低金利の推移を余儀なくされるものの、徐々に金利上昇に転ずる国の選別が進むとみています。ファンドでは、相対的に高金利を享受できる国を組入れる方針です。

米国は利上げに踏み切りましたが、当局は追加利上げの判断に物価上昇を重視する構えです。商品価格の低迷によるディスインフレ圧力が残る中では、米国の利上げペースは緩やかなものにとどまるとみられます。ただし、当局が想定する物価上昇率や失業率は現在の米国の経済環境では達成は容易とみられ、余程の外的ショックがない限り利上げ姿勢は継続が見込まれます。ファンドでは、米国の短期債の組入れを慎重に考える一方、金利水準が高まれば他国対比で長期債に魅力が出てくるとみています。

また、米国が利上げを進めることで米ドルの優位が想定され、他に利上げを目指す国が出てきた場合にも当該国の通貨の急上昇がけん制されるとみています。このため、ファンダメンタルズに優れる国では、緩和政策の打ち止めや、金融引き締め政策への進展に動きやすくなる可能性があります。ファンドでは、金利水準と金融政策の方向性を勘案して、投資国のウェイトを判断する方針です。

一方、欧州では、依然として物価動向が脆弱であり、追加緩和策を求める動きが出る可能性が高いとみています。このため、ユーロ圏の周辺国や、一部の北欧・東欧地域の国など、ユーロ圏の金融緩和政策によって利する国への投資を継続する方針です。

(為替相場)

国内では物価上昇期待が低下していることから2016年内には日銀による追加緩和の可能性があるとみており、また、米国との金利差も拡大が続く見通しであるため、円安相場には息切れ感があっても、円高へのトレンド転換には至らないとみています。

米ドルは、米国の緩やかな利上げが見込まれる一方、堅調な労働市場や家計購買力を背景に消費の堅調さは維持されるとみており、相対的に堅調な経済成長が米ドルを下支えするとみています。ファンドでは、ファンダメンタルズに優れる通貨を多く組入れる方針です。

ユーロは、緩和的な金融政策を継続することから他国との金利差が不利に作用しやすく、軟調を見込みます。ただし、堅調な貿易収支や経常収支を背景に、安全資産としての性質が期待できます。新興国経済の減速や米国の利上げなどに鑑みると、リスクオフの局面もあると見込んでおり、ファンドではそうした場合にユーロの組入れが有効と考えています。

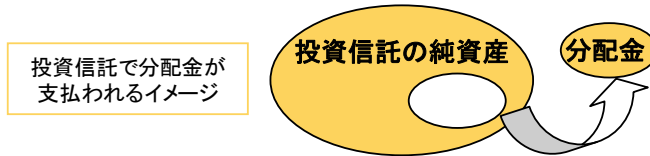
カナダ・ドルや豪ドルなど先進国の資源国通貨については、2015年の下落により割安感を増したとみています。また、カナダは非エネルギー産業に改善がみられ、豪州も通貨安誘導姿勢を弱めています。ファンドでは、原油価格の底打ちを見る局面では、資源国通貨の買戻しによる収益機会を捉えたいと考えています。

以上

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

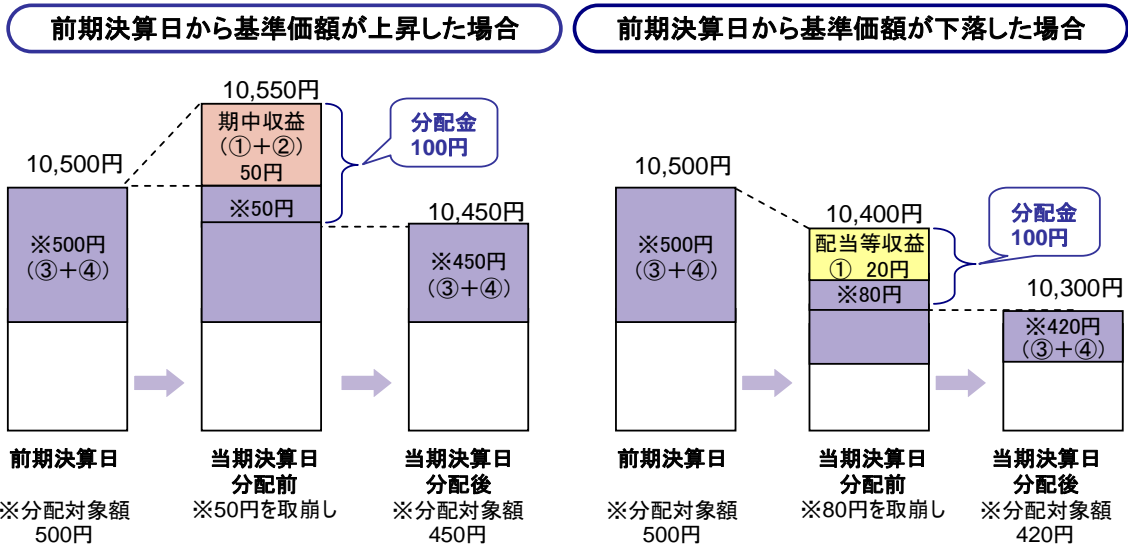
収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

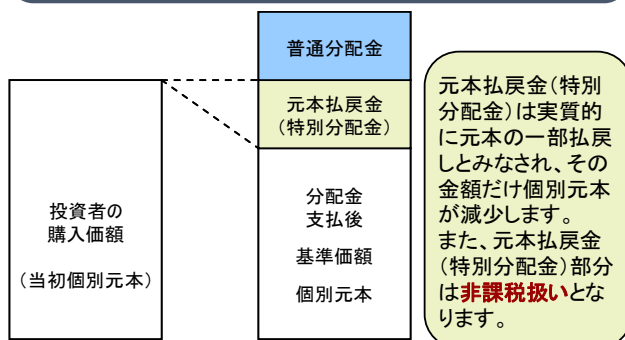
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



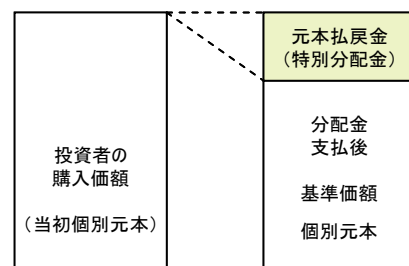
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

ダイワ海外ソブリン・ファンド(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

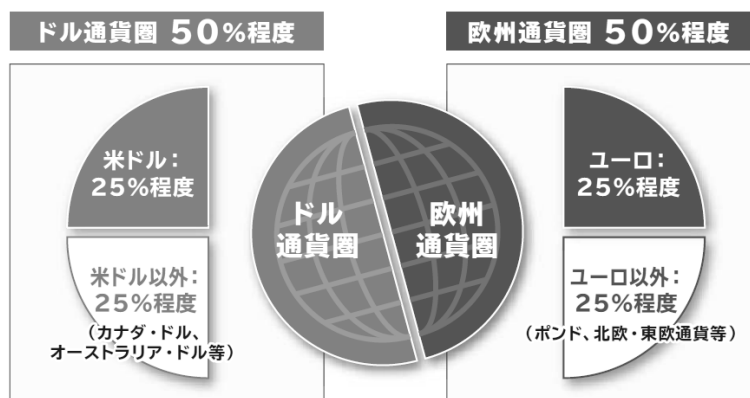
- 海外のソブリン債等に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1. 海外のソブリン債等に投資します。

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

ポートフォリオのイメージ



(注) 上記はイメージであり、実際の投資割合が上記のとおりとなるとは限りません。

2. 国債の格付けは、取得時において A 格相当以上^{※1}、国債以外の格付けは、取得時において AA 格相当以上^{※2}とすることを基本とします。

※1 ムーディーズで A3 以上または S&P で A- 以上

※2 ムーディーズで Aa3 以上または S&P で AA- 以上

3. 毎月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

4. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

・マザーファンドは、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」です。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他(解約申込みに伴うリスク等)」

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「投資リスク」をご覧ください。

ダイワ海外ソブリン・ファンド(毎月分配型)

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 2.7% (税抜 2.5%) スイッチング(乗換え)による購入時の申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率 1.35% (税抜 1.25%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
その他の費用・ 手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書(交付目論見書)」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用:

大和投資信託

Daiwa Asset Management

商号等

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ海外ソブリン・ファンド（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コー ポレイション・リミテッド	登録金融機関	関東財務局長(登金)第105号	○	○		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
丸三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第167号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○		○

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。